

## 通学定期券の払い戻しについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、上越市は4月22日から、妙高市・糸魚川市は同25日から市内の小中学校の休校を決めました。また、高校においてはすでに休校となっております。これに伴い、通学定期券を払い戻しされるお客様について、学校の最終登校日を最終使用日とみなして計算した額を払い戻し（所定の手数料がかかります）いたします。

なお、払い戻し案内所窓口の混乱を避けるため、この取り扱いは4月30日までの期間内であればお受けいただくことが可能です。案内所窓口の混雑防止に、お客様のご理解とご協力をお願いいたします。

※大学生相当（大学・短大・専門学校等）の通学定期券については、通常どおり案内所窓口にお申し出いただいた日を最終使用日として計算した額を払い戻し（所定の手数料がかかります）いたします。

### 【通学定期券の払い戻し額の計算方法】

最終登校日を通学定期券の最終使用日とみなします。

最終登校日以降、通学定期券の残りの有効期間がある場合、以下の計算式により払い戻しいたします。ただし、払い戻し額がない場合もございます。

払い戻し額＝券面表示の運賃額－該当区間の片道運賃額×(往復定期券の場合2、片道定期券の場合1)×使用日数－手数料520円

### 【払い戻し額の計算例】

次ページを参照してください。

# 定期券払戻し金額計算(計算上生じた10円未満の端数は四捨五入)

※使用日数は最終登校日までとなります。

例1 : 【中学生・高校生】 片道運賃300円、通学1カ月(通用期間3月1日～3月31日)、往復定期3月3日まで3日間使用の場合

券面表示の運賃額	片道運賃 大人	往復=2	使用日数	手数料	払戻し金額
9,720 円	300 円	2 回	3 日	520 円	7,400 円

例2 : 【中学生・高校生】 片道運賃300円、通学3カ月(通用期間1月1日～3月31日)、往復定期3月3日まで63日間使用の場合

券面表示の運賃額	片道運賃 大人	往復=2	使用日数	手数料	払戻し不可
27,700 円	300 円	2 回	63 日	520 円	▲ 10,620 円

例3 : 【小学生】 片道運賃150円、通学1カ月(通用期間3月1日～3月31日)、往復定期3月3日まで3日間使用の場合

券面表示の運賃額	片道運賃 小児	往復=2	使用日数	手数料	払戻し金額
4,860 円	150 円	2 回	3 日	520 円	3,440 円

例4 : 【小学生】 片道運賃150円、通学3カ月(通用期間1月1日～3月31日)、往復定期3月3日まで63日間使用の場合

券面表示の運賃額	片道運賃 小児	往復=2	使用日数	手数料	払戻し不可
13,850 円	150 円	2 回	63 日	520 円	▲ 5,570 円